

## 平成十八年法律第四号

石綿による健康被害の救済に関する法律

### 目次

第一章 総則	第二章 救済給付	第三章 特別遺族給付金	第四章 医療費の支給及び認定等	第五章 特別葬祭料	第六章 救済給付調整金
第一款 基金等（第三十一条—第三十四条）	第二款 一般拠出金（第三十五条—第四十六条）	第三款 特別拠出金（第四十七条—第五十一条）	第四款 不服申立て（第七十五条—第七十九条）	第五款 雜則（第七十九条の二—第八十六条）	第六款 罰則（第八十七条—第九十一条）
第一節 支給等（第五十九条—第六十八条）	第二節 費用（第六十九条）	第三節 雜則（第七十条—第七十四条）	第四節 雜則（第七十五条—第七十九条）	第五節 雜則（第七十九条の二—第八十六条）	第六節 雜則（第八十七条—第九十一条）
附則	附則	附則	附則	附則	附則
（目的）	（目的）	（目的）	（目的）	（目的）	（目的）

**第一条** この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

（定義等）

**第二条** この法律において「指定疾病」とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三条に規定する労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係が成立している事業（以下「労災保険の保険関係」という。）に使用される労働者又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他の厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの（昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日以後二十年を経過する日（以下「二十年経過日」という。）の前日までに死亡した者に限る。）をいう。

3 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

### 第二章 救済給付

#### 第一節 支給等

（救済給付の種類等）

**第三条** 石綿による健康被害の救済のため支給される給付（以下「救済給付」という。）は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）がこの章の規定により支給するものとする。

一 医療費

二 療養手当	三 葬祭料	四 特別遺族弔慰金	五 特別葬祭料	六 救済給付調整金	（医療費の支給及び認定等）
2 前項の認定（以下この条から第十七条まで及び第二十条第一項第二号において「認定」という。）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。	3 機構は、認定を行つたときは、当該認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し、石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。	4 認定は、当該認定に係る指定疾病的療養を開始した日（その日が当該認定の申請のあつた日の三年前の日前である場合には、当該申請のあつた日の三年前の日。以下「基準日」という。）にさかのぼつてその効力を生ずる。	5 機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者は、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬を行つた者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行うものとする。	6 機構が第一項の決定を行つたときは、当該決定に係る死亡した者につき、基準日から死亡した日までの間ににおいて被認定者であつたものとして救済給付を支給する。	7 機構が第一項の決定を行つたときは、前項の申請は、同項に規定する死亡した者の死亡の日から六ヶ月以内に限り、することができない（認定の有効期間）。
2 前項の申請は、基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾病的種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内に限り、その効力を有する。	2 機構は、認定に当たり、被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みが少ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。	2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後に治る見込みがないときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。	2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後に治る見込みがないときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。	2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後に治る見込みがないときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。	2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後に治る見込みがないときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。
3 前項の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾病的種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病的種類に応じて政令で定める期間内」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾病的種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病的種類に応じて政令で定める期間内」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾病的種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病的種類に応じて政令で定める期間内」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾病的種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病的種類に応じて政令で定める期間内」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾病的種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病的種類に応じて政令で定める期間内」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾病的種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病的種類に応じて政令で定める期間内」と読み替えるものとする。
2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後に治る見込みがないときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。	2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後に治る見込みがないときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。	2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後に治る見込みがないときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。	2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後に治る見込みがないときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。	2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後に治る見込みがないときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。	2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後に治る見込みがないときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。

**第八条** 前条第一項の規定による申請をすることはできる者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができないとしたときは、その者は、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病がその後においても継続するとの認めるときは、当該申請に係る認定を更新するものとする。この場合においても継続するとの認めるときは、当該申請に係る認定を更新するものとする。

て、更新された認定は、同項に規定する有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。

**第三条** 第六条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同一条第一項中「基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病的種類に応じて第八条第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替えるものとする。  
(認定の取消し)

**第九条** 機構は、被認定者の指定疾病が治つたと認めるときは、認定を取り消すものとする。  
(判定の申出)

**第十条** 機構は、認定、第五条第一項の規定による決定、第六条第二項(第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む)の規定による有効期間の設定、第七条第二項及び第八条第二項の規定による認定の更新並びに前条の規定による認定の取消しを行おうとするときは、医学的判断を要する事項に関して、環境大臣に判定を申し出るものとする。

**第二条** 環境大臣は、前項の規定による判定の申出があつたときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものとする。  
(医療費の支給の要件及び範囲)

**第十二条** 機構は、被認定者が、その認定に係る指定疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他の病院、診療所(二)これらに準ずるものも含む)又は薬局であつて環境省令で定めるもの(これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に関し第十三条第一項に規定する方式によらない旨を機構に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。)から次に掲げる医療を受けたときは、当該被認定者に対する請求に基づき、医療費を支給する。この場合において、被認定者が第五条第一項の決定に係る死亡した者以外の者であるときは、当該被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする。

一 診察  
二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護  
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護  
六 移送

(医療費の額)

**第十二条** 前条の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る指定疾病につき、健康保険法その他の政令で定める法律(以下「健康保険法等」という。)の規定により被認定者が受け、又は受けたことができる医療に関する給付の額を控除して得た額とする。

**第二条** 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。  
(保険医療機関等に対する医療費の支払等)

**第十三条** 被認定者が、石綿健康被害医療手帳を提示して、当該認定に係る指定疾病について、保険医療機関等から医療を受けた場合には、機構は、医療費として当該被認定者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に係る当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該被認定者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。  
2 前項の規定による支払があつたときは、当該被認定者に対し、医療費の支給があつたものとなす。  
3 健康保険法等の規定による被保険者は組合員である被認定者が、当該認定に係る指定疾病について保険医療機関等から医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、健康保険法等の規定にかかるわらず、当該医療に関し機構が第一項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

**第十四条** 機構は、前条第一項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聽かなければならない。

**第二条** 機構は、前条第一項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができる。  
(緊急時等における医療費の支給の特例)

**第十五条** 機構は、被認定者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、その必要があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

**第二条** 機構は、第五条第一項の決定に係る死亡した者以外の被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示しないで保険医療機関等から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、石綿健康被害医療手帳を提示しなかつたことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

**第二条** 第十二条の規定は、前二項の医療費の額の算定について準用する。

4 第一項及び第二項の医療費の支給の請求は、その請求をすることができる時から二年を経過したときは、することができない。

(療養手当の支給)

**第十六条** 機構は、被認定者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の療養手当を支給する。療養手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、基準日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。療養手当は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月及び前々月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった療養手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の療養手当は、その支払期月でない場合であつても、支払うものとする。

(医療費等の支給の請求等)

**第十七条** 医療費及び療養手当(以下「医療費等」という。)の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であつても、することができる。

**第二条** 医療費等を支給する旨の処分は、その請求のあつた日にさかのぼつてその効力を生ずる。

(未支給の医療費等)

**第十八条** 医療費等を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき医療費等でまだその者に支給していないものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求し、当該医療費等の支給を受けることができる。  
2 前項の規定により医療費等の支給を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。

**第二条** 第一項の規定により医療費等の支給を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してもしたものとみなす。

**第二条** 第一項の医療費等の支給の請求は、第五条第一項の決定の申請がされた後は、当該認定前であつても、することができる。

(葬祭料の支給)

**第十九条** 機構は、被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行ふ

2 に対し、その請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給する。  
2 前項の葬祭料の支給の請求は、被認定者が死亡した時から二年を経過したときは、することができない。

3 前条第四項の規定は、第一項の葬祭料の支給の請求について準用する。

(特別遺族弔慰金等の支給)  
第二十条 次に掲げる者の遺族（第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。）に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給すること

一 日本国において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）  
二 日本国において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）

申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」といいう。）

前項の特別遺族弔慰金の額は、指定疾病について受ける医療に要する費用及び第十六条第一項の療養手当の額を勘案して单一の金額として政令で定める額とする。

3 第一項の特別葬祭料の額は、前条第一項の葬祭料の額と同一とする。

(特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位)  
第二十一条 前条第一項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者又は未申請死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者又は未申請死亡者の死亡の当時施行前死亡者又は未申請死亡者と生計を同じくしていたものとする。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族について準用する。

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)  
第二十二条 機構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給する。

2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行前死亡者の遺族であつては施行日から二十六年、未申請死亡者の遺族であつては当該未申請死亡者の死亡の時から二十五年を経過したときは、することができない。

(救済給付調整金の支給)  
第二十三条 被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した場合において、当該指定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を救済金として支給する。

2 機構は、前項に規定する遺族の請求に基づき、同項の救済給付調整金（以下「救済給付調整金」という。）を支給する。  
3 第十八条第四項及び第十九条第二項の規定は救済給付調整金の支給の請求について、第二十一（判定の申出）  
第二十四条 機構は、第十九条第一項の規定による葬祭料の支給及び第二十二条第一項の規定による認定を行おうとするときは、医学的判断を要する事項に関する、環境大臣に判定を申し出ることができる。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による判定の申出があつた場合について準用する。  
(救済給付の免責)  
第二十五条 救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害のてん補がされた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れる。

(他の法令による給付との調整)  
第二十六条 医療費は、被認定者に対し、当該認定に係る指定疾患について、健康保険法等以外の法令（条例を含む。）の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。  
2 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法その他の法令による給付で政令で定めるものがで

行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

(不正利得の徴収)

第二十七条 偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)  
第二十八条 救済給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)  
第二十九条 租税その他の公課は、救済給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(基金)  
第三十一条 機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七条第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもって充てるものとする。

(交付金等)  
第三十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。）に充てるための資金を交付することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができる。

(地方債の特例)  
第三十三条 前条第二項の規定に基づく地方公共団体の機構に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかるわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

(国庫の負担)  
第三十四条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第一項の一般拠出金の徴収に要する費用の一部を負担する。  
(一般拠出金の徴収及び納付義務)  
第二款 一般拠出金  
(一般拠出金の徴収及び納付義務)  
第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。  
2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。



2 前項の規定により特別拠出金の額が定められた後、特別拠出金の額を変更する必要が生じたときは、機構は、当該特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を変更し、当該特別事業主に対し、変更後の特別拠出金の額を通知しなければならない。

3 機構は、特別事業主が納付した特別拠出金の額が、前項の規定による変更後の特別拠出金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特別拠出金の額を超える場合には、その超える額について、未納の特別拠出金その他この款の規定による微収金があるときはこれに充當し、なお残余があれば還付し、未納の微収金がないときはこれを還付しなければならない。

#### (特別拠出金の延納)

第五十条 機構は、特別事業主の申請に基づき、その者の納付すべき特別拠出金を延納させることができる。(督促及び滞納処分)

第五十一条 特別拠出金その他この款の規定による微収金を納付しない特別事業主があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 第一項の規定による督促を受けた特別事業主がその指定の期限までに特別拠出金その他この款の規定による微収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をることができる。

#### (延滞金)

第五十二条 前条第一項の規定により特別拠出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る特別拠出金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る特別拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、特別拠出金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる特別拠出金の額は、その納付のあつた特別拠出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の特別拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に對応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに特別拠出金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからぬいため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 特別拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

#### (先取特権の順位)

第五十三条 特別拠出金その他この款の規定による微収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

#### (特別事業主に対する報告の徴収等)

第五十四条 機構は、特別拠出金の徴収に關し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主に対する報告の徴収等

問させ、若しくは帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (環境省令への委任)

第五十五条 この款に定めるもののほか、特別拠出金その他この款の規定による微収金に關し必要な事項は、環境省令で定める。

#### 第三節 雜則

##### (被認定者等に対する報告の徴収等)

第五十六条 機構は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、第四条第一項及び第二十二条第一項の規定による認定(次条を除き、以下単に「認定」という。)又は救済給付の支給を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

##### (受診命令)

第五十七条 機構は、第四条第一項の認定(その更新及び取消しを含む。)に關し必要があると認めるときは、当該認定を受け、又は受けようとする者に対し、機構の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

##### (救済給付の一時差止め)

第五十八条 機構は、救済給付の支給を受けることができる者が、第五十二条の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は正当な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、その者に対する救済給付の支給を一時差し止めることができる。

##### (保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第五十九条 機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に關し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に對して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

##### (診療を行つた者等に対する報告の徴収等)

第六十条 機構は、認定又は救済給付の支給に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断若しくは救済給付に關する診療、薬剤の支給若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に對し、その行つた診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

##### (資料の提出の要求等)

第六十一条 第五十五条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定による権限について準用する。

2 第五十五条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。



二 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該死亡労働者等の死亡に関し支給された特別遺族年金の額の合計額が当該権利が消滅した日において前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときには、当該特別遺族一時金に満たないとき。

### (特別遺族一時金の受給者の範囲等)

**第六十三条** 特別遺族一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。

#### 一 配偶者

二 死亡労働者等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

四 特別遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第一号及び第三号に掲げる者のうちあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

五 第六十条第三項の規定は、特別遺族一時金について準用する。この場合において、同項中「前条第三項」とあるのは、「前条第四項」と読み替えるものとする。

六 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

七 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

八 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

九 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

十 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

十一 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

十二 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

十三 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

十四 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

十五 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

十六 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

十七 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

十八 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

十九 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

二十 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

二十一 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

二十二 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

二十三 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

二十四 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

二十五 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

二十六 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

二十七 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

二十八 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

二十九 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

三十 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

三十一 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

三十二 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

三十三 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

三十四 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

三十五 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

三十六 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

三十七 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

三十八 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

三十九 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

四十 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

四十一 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

四十二 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

四十三 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

四十四 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

四十五 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

四十六 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

四十七 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

四十八 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

四十九 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

五十 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

五十一 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

五十二 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

五十三 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

五十四 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

五十五 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

五十六 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

五十七 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

五十八 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

五十九 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

六十 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

六十一 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

六十二 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

六十三 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

六十四 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

六十五 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

六十六 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

六十七 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

六十八 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

六十九 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

七十 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

七十一 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

七十二 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

七十三 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

七十四 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

七十五 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

七十六 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

七十七 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

七十八 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

七十九 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

八十 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

八十一 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

八十二 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

八十三 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

八十四 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

八十五 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

八十六 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

八十七 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

八十八 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

八十九 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

九十 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

九十一 第六十条第三項の規定は、特別遺族給付金について準用する。

3 徴収法第三十三条第三項の労働保険事業組合は、前項の規定の適用については、労災保険適用事業主とみなす。

4 徵収法第二十七条、第二十九条、第三十条及び第四十一条の規定は、第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。この場合において、徴収法第二十七条及び第四十一条第二項中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

**第六十七条** 第二十八条及び第二十九条の規定は、特別遺族給付金について準用する。  
(受給権の保護等に係る準用)  
2 (厚生労働省令への委任)  
この節に定めるもののほか、特別遺族給付金の支給に必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第二節 費用

1 第二節

**第六十九条** 特別遺族給付金の支給に要する費用については、徴収法第十条第一項に規定する労働保険料(同項第四号に掲げる印紙保険料を除く。以下同じ。)を徴収する。

2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定(第四条及び第二十二条から第二十五条までの規定を除く。)を適用する。この場合において、徴収法第十二条第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは、「社会復帰促進等事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第五十九条第一項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。)の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「とする。第二十条第一項において同じ。」とあるのは「とする。第二十条第一項において同じ。」と特別遺族給付金(石綿健康被害救済法第六十二条第二号の場合は支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間從事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかかるたる者(厚生労働省令で定める政令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。)に係る特別遺族給付金(以下この項において「特定疾病にかかるたる者に係る特別遺族給付金」という。)及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。)の額(石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金について、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。)と、「特定疾病にかかるたる者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかかるたる者に係る保険給付に要する費用」とあるのは、「特定疾病にかかるたる者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、費用、特定疾病にかかるたる者に係る特別遺族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特別遺族給付金の支給に要する費用については、労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の規定を適用する。

この場合において、同法第九十九条第一項第二号イ中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費(石綿による健康被害の救済に関する法律第六十九条第三項の規定により労災保険事業の保険給付費とみなされた同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に要する費用を含む。)」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 第三節 雜則

1 第三節

**第七十条** 特別遺族給付金の受給者等に対する報告の徴収等)(受診命令)

2 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を求める場合において、正当な理由がなくこれに従わざ、若し

前項の場合において、労災保険適用事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその支給が行われたものであるときは、厚生労働大臣は、その労災保険適用事業主に対し、支給を受けた者と連帶して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

(不正受給者からの費用徴収)

**第六十六条** 偽りその他不正の手段により特別遺族給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、当該特別遺族給付金の支給に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

前項の場合において、労災保険適用事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその支給が行われたものであるときは、厚生労働大臣は、その労災保険適用事業主に対し、支給を受けた者と連帶して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

くは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わず、又は第六十四条第一項において準用する労災保険法第十二条の七の規定による届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わないときは、その者に対する特別遺族年金の支給を一時差し止めることができる。  
 (事業主等に対する報告の徵収等)

**第七十三条** 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に關し必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徵収法第三十三条第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第一項に規定する団体(以下「労働保険事務組合等」という。)に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。

**2** 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に關し必要があると認めるときは、当該職員に、労災保険の保險關係が成立していいる事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

**3** 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に關し必要があると認めるときは、労災保険の保險關係が成立している事業に使用される労働者(労災保険法第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保險關係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者を含む。)に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

**4** 第五十条の六第二項の規定は第二項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は第二項の規定による権限について準用する。

**第七十四条** 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に關し必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族の診断若しくは治療、薬剤の支給若しくは手当を行つた者又はこれを使用者に対し、その行った診断又は治療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

**2** 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による権限について準用する。

**第四章 不服申立て**

**(審査請求)**

**第七十五条** この法律に基づいて機構が行つた処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、第二号に掲げる審査請求に関する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

**2** 前項第一号に掲げる審査請求についての行政不服審査法第九条第四項の規定の適用について、公害健康被害補償不不服審査会は、同項中「その職員」とあるのは、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百十一号)」第二百二十二条第一項に規定する専門委員」とする。

**3** 第一項第一号に掲げる審査請求については、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百十一号)以下「公害健康被害補償法」という。)第二百六条第三項、第二百三十一項、第二百三十三条及び第二百三十四条の規定を準用する。この場合において、公害健康被害補償法第二百三十一条中「補償給付」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三条に規定する救済給付」と、公害健康被害補償法第二百三十四条中「二」と読み替えるものとする。

**第七十六条 削除**

(審査請求と訴訟との関係)

**第七十七条** この法律に基づいて機構が行つた認定又は救済給付の支給に係る処分の取消しの訴えは、当該機構が行つた処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(特別遺族給付金に係る審査請求等)

**第七十八条** 特別遺族給付金に関する決定は、労災保険法に基づく保険給付に関する決定とみなして、労災保険法第三十八条から第四十条までの規定を適用する。

**第七十九条 削除**

(事業所の調査等)

**第七十九条の二** 国は、国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していいた事業所の調査及びその結果の公表並びに石綿による健康被害の救済に関する制度の周知(次項において「事業所の調査等」という。)を徹底するものとする。

**2** 関係行政機関の長は、事業所の調査等に当たつては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

**第五章 雜則**

**第八十条** 国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならない。

(公務所等への照会)

**第八十一条** 厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(期間の計算)

**第八十二条** この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料證明)

**第八十三条** 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長又は総合区長とする。)は、厚生労働大臣、機構又は救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で定めるところにより、救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置の命令委任)

**第八十四条** この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

**第八十五条** この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

**2** 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

(命令への委任)

**第八十六条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

**第六章 罰則**

**第八十七条** 第五十八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第八十八条** 労災保険適用事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合等がこれらの各号のいずれかに該当する場合に

おけるその違反行為をした当該労働保険事務組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一 第三十八条第一項において準用する徴収法第四十二条の規定による命令に違反して報告をせぬ、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第三十八条第一項において準用する徴収法第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十三条第一項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

四 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十三条第一項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

四 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三 第五十一条の六第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三 第五十二条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第五十六条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

一 第五十二条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

2 労災保険適用事業主及び労働保険事務組合等以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七十一条又は第七十三条第三項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十四条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合等を处罚する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十一条 第五十条の二第四項の規定により環境大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に處する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二章第二节（第一款を除く。）、第五十七条、第七十五条（第一項第二号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第九十条（第八十八条第一条、第十条及び第十二条から第十四条までの規定）公布の日

二 第二章第二节（第一款を除く。）、第五十七条、第七十五条（第一項第二号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第九十条（第八十八条第一条、第十条及び第十二条から第十四条までの規定）公布の日

（第一項第三号及び第四号を除く。）に係る部分に限る。）及び第九十一条並びに附則第四条の規定 平成十九年四月一日

（認定の申請に関する経過措置）  
第二条 第四条第一項の認定を受けようとする者は、施行日の一週間前の日から施行日の前日まで

の間においても、その申請を行うことができる。  
（第一項第三号及び第四号を除く。）に係る部分に限る。）及び第九十一条並びに附則第四条の規定 平成十九年四月一日



年改正法附則第二百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第二百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第八項又は児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二条第一項の規定に基づきこれららの規定の例によることとされる場合を含む。」(国民年金法第九十七条第一項(第二百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。)及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第二百四十四条の十三第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五条、石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。)附則第五十七条第四項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二、健康保険法第二百八十二条第一項及び附則第九条、船員保険法第二百三十三条第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)第二十八条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「整備法」という。)第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三十八条第一項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金特例法第二百四十条第一項の規定による徴収金を含む。)、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第二百四十二条の規定による改正前の厚生年金特例法第二条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第二百四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第二百四十二条第一項の規定による徴収金を含む。)、厚生年金特例法第二条第一項の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第二百四十四条の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金(以下「保険料等」という。)に係る延滞金について適用し、同日以前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

(調整規定)

**第八条** この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

(施行期日)

**附 則 (平成二二年三月三一日法律第一五号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の第四項及び第十四条第一項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第二条の規定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十条第二項ただし書の改正規定を除く。)、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二三年三月三一日法律第一〇四号)**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** 平成十八年三月二十七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡したこの法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「新法」という。)第二条第二項の死亡労働者等に係る新法第五十九条第二項の特別遺族給付金の支給の請求に関する新法第六十四条第二項の規定の適用については、同項中「支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「死亡労働者等の死亡の時から五年を経過した日の属する月」とする。(見直し)

**第三条** 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

**附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇七号)**

**第一条** この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

**（施行期日）**

**附 則 (平成二四年三月三一日法律第二四号)**

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

**（施行期日）**

**附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

**第一百五十二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百五十三条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（経過措置の原則）**

**第一条** この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**第五条** 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合）あつては、当該他の不服申立てを提起すべき期間を経過したものを（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合）の訴えの提起については、なお従前の例による。

**2** この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

**3** 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**一 第五百九条の規定** 公布の日  
 (施行期日)  
**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)** 抄

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第五百九条の規定** 公布の日  
 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 平成二十八年三月二十七日からこの法律の施行日の前日の五年前の日までに死亡したこの法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する死亡労働者等に係る新法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給の請求に関する新法第六十四条第二項の規定の適用については、同項中「支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「死亡労働者等の死亡の時から五年を経過した日の属する月」とする。

(見直し)

**第三条** 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。